

募集

ガバメントクラウドファンディング(※)を活用して
史跡山中城跡の維持管理のための寄附を募ります

(※)自治体が特定の目的のために、インターネットを通じて多くの人から寄附を募るもの

■史跡山中城跡とは

箱根西麓に位置する国指定史跡の山中城跡は、市制40周年（昭和56年）を機に史跡公園として無料公開しています。北条氏の築城技術を駆使して戦国時代末期に造られた城で、「障子堀」や「敵堀」が特徴です。400年前の遺構をそのまま復元している山城は全国的にも珍しく、平成18年には日本百名城として選定されるなど、郷土の誇る貴重な文化財です。また、日本の文化・伝統を語るストーリーとして“箱根八里”が「日本遺産」に認定され、山中城跡はその構成文化財のひとつでもあります。

■再整備工事

第1期環境整備後約40年が経過し、堀や土塁の崩落が目立ち始めたため、国の補助金を活用し、平成24年度から7カ年をかけて再整備を行い、開園当時の復元状況に戻りつつあります。

■ガバメントクラウドファンディングの目的

近年のお城ブームの効果や「日本遺産」認定により

一層注目が集まり、観光客の増加が予想されますが、広大な山中城跡の景観を維持していくためには多額の費用を要します。クラウドファンディングを活用して寄附を募り、魅力ある史跡公園として多くの観光客が訪れる「日本一美しい山城」を目指します。

寄附金の使途 ▶張芝の手入れ▶雑木雑草の除去
▶樹木の刈込み、剪定、伐採▶敷地内清掃など

寄附金募集期間 8月1日(水)～10月31日(水)

寄附方法 ウェブサイト「ふるさとチョイス」の“ガバメントクラウドファンディング”のページから行います。<http://www.furusato-tax.jp/gcf/>

※ふるさと納税制度を利用するため、税控除あり

目標金額 150万円

※寄附金額の下限なし、返礼品は1回の寄附額が5,000円以上の人が対象(ドローンで撮影した特別DVD映像)

問寄附金制度:財政課☎983・2622

問事業内容:郷土文化財室☎983・2672

募集

ビジネスプランの実現に向けて支援を拡充
第5回「M-ステ大賞」ビジネスプランを募集



みしま経営支援ステーション「M-ステ」では、市内の中小企業・小規模事業者がこれから取り組む「新商品・サービスの開発」や「販路開拓」などの事業の中で、優秀な「ビジネスプラン」を表彰します。受賞者には、実現に必要な経費の一部を補助する「M-ステ支援金」を支給し、三島商工会議所の経営指導員がプラン実現までをサポートします。

募集資格

- ①がんばる企業部門…市内に事業所を構える中小企業・小規模事業者
- ②がんばる創業部門…平成29年4月1日～平成31年2月28日に市内に事業所を構えて創業する人

募集対象となるビジネスプラン

- ①がんばる企業部門…「新商品・サービスの開発」「販路開拓」などの取り組みのうち、未着手もしくは一部着手した事業についての計画
- ②がんばる創業部門…創業時の事業計画

表彰・M-ステ支援金

- ▶最優秀賞…1件100万円
- ▶優秀賞…各部門1件20万円

選考日程 ▶第1次選考（書類審査）：8月下旬

▶第2次選考（プレゼン審査）：10月1日(月)

▶表彰式：10月下旬

■8月17日(金)(消印有効)までに、申込書(三島商工会議所ホームページからダウンロード可)を三島商工会議所☎411・8644一番町2・29

✉info@mishima-cci.or.jp

※必要事項を保存した

電子媒体も添付

問三島商工会議所

☎975・4441

問商工観光課

☎983・2655



▲第4回M-ステ大賞受賞プラン

【凡例】 時とき・場場所・内内容・費費用（記載なしは無料）・対対象・定定員・

持持ち物・注注意事項・申申込み（記載なしは不要）・問問合せ

情報

介護保険負担割合証 (びわ色) を
7月中旬に発送します

制度改正により、負担割合が1～3割になります。

被保険者本人の 住民税課税状況	被保険者本人の 合計所得金額	同世帯内の第1号被保険者(65 歳以上)の年金収入+その他 の合計所得金額の合計額	利用者 負担割合
課税者	220万円以上	2人以上:463万円以上 本人のみ:340万円以上	3割
	160万円以上	2人以上:346万円以上 本人のみ:280万円以上	2割
		2人以上:346万円未満 本人のみ:280万円未満	1割
非課税者	160万円未満		1割

合計所得金額とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や扶養控除、医療費控除等の控除をする前の所得金額

※第2号被保険者(65歳未満)、または生活保護を受給している人などは一律1割負担

☑8月1日時点で▶要介護(支援)認定の人▶三島市総合事業の事業対象者

☎介護保険課 ☎ 983・2607

募集

三嶋大祭り音楽フェスティバル
スーパーブラスバンド演奏者募集

時 8月16日(休)午前9時～午後5時

(当日午前中に練習します)

※雨天時、西小学校体育館で午後2時からコンサート開催
演奏曲目(予定)▶箱根八里▶ドラえもん▶ダンシングヒーロー▶東京オリンピックマーチほか

費500円(楽譜代など当日集金)

※別途、弁当の注文あり(税込500円、お茶付き)

☑中学生以上

☎8月4日(出)までに、下の【基本事項】と演奏楽器、弁当(要・不要)を三嶋大祭り音楽フェスティバル実行委員会 ☎mishima_music_festa@yahoo.co.jp

※未成年者は保護者の同意が必要です。お問い合わせください。

☎三嶋大祭り音楽フェスティバル実行委員会 ☎ 977・1024

☎商工観光課 ☎ 983・2656



情報

国民健康保険のお知らせ
高齢受給者証(ふじ色)・限度額適用認定証について

■新しい受給者証(ふじ色)は、7月末までに郵送します

8月1日(休)から医療機関にかかるときは、必ず保険証とともに新しい受給者証を提示してください。

※新しい国民健康保険証は、9月末までに郵送

☑国民健康保険に加入している70～74歳の人

新たに70歳になる人は、誕生日の翌月1日から、

1日生まれの人は当月から使用可

医療費の負担割合区分

対象		負担
現役並み 所得者以外	昭和19年4月1日以前生まれの人	1割
	昭和19年4月2日以降生まれの人	2割
現役並み所得者	(※)	3割

(※)同世帯に70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者で、住民税課税所得が145万円以上の人がある場合、申請により3割の負担割合が1割、または2割になります。

▶1人世帯:本人の収入金額が383万円未満の場合

▶2人世帯以上:収入の合計金額が520万円未満の場合(上記世帯は、高齢受給者証対象者の人数です)

※収入:必要経費などを差し引く前の金額

■限度額適用認定証について

限度額適用認定証を保険証とともに各医療機関で提示すると、それぞれの窓口負担額(入院・外来別)が自己負担限度額で済みます。※詳細は、市ホームページ

所得区分 (課税所得)	外来の限度額 (個人単位)	外来+入院限度額 (世帯単位)
①現役並み所得者Ⅲ (690万円以上)	25万2,600円+医療費が84万2,000円を超えた額の1%(4回目以降14万100円)	
②現役並み所得者Ⅱ (380万円以上)	16万7,400円+医療費が55万8,000円を超えた額の1%(4回目以降9万3,000円)	
③現役並み所得者Ⅰ (145万円以上)	8万100円+医療費が26万7,000円を超えた額の1%(4回目以降4万4,400円)	
④一般	1万8,000円 (年間14万4,000円上限)	5万7,600円 (4回目以降4万4,400円)
⑤低所得者Ⅱ	8,000円	2万4,600円
⑥低所得者Ⅰ	8,000円	1万5,000円

☑国民健康保険税の滞納のない人で、上記表の②③⑤

⑥に該当する人※①④に該当する人は、高齢受給者証が代わりになります。国民健康保険以外の人は、加入している医療保険にお問合せください。

☎保険年金課 ☎ 983・2604



申込時の【基本事項】 ①事業名②郵便番号・住所③電話番号④参加者全員の氏名(ふりがな)、人数、年齢、⑤返信用あて名(往復はがきの場合)